を加算した数を記載する。

③　「各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の 5 年平均人数」については、過去の年次報告分も含めて各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数を記載し、5回目の年次報告時には、常時使用する従業員数の 5 年平均人数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）も記載する。

④　「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

⑤　「(*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑥　「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑦　「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑧　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 88 条第 1 項第 4 号に掲げる営業外収益及び同項第 6 号に掲げる特別利益を除いて記載する。

⑨　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑩　「特別子会社」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

⑪　「やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。

⑫　「前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合」については、資産保有型会社の場合は当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間に、資産運用型会社の場合は当該事由が生じた日かの属する事業年度から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度までの期間における当該事由の解消の有無を記載する。解消している場合には、解消したことを証する書類を添付する。